



平成24年（行ツ）第102号

平成24年（行ヒ）第114号

決 定

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成23年（行コ）第76号不受理処分取消等請求事件について、同裁判所が平成23年11月24日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人らから上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきもの



とは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成25年9月10日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 大 谷 剛 彦

裁判官 岡 部 喜 代 子

裁判官 大 橋 正 春

裁判官 木 内 道 祥



当 事 者 目 録

上告人兼申立人

同 所

上告人兼申立人

上記兩名訴訟代理人弁護士

榊	原	富 士 子
打	越	さ く 良
大	谷	美 紀 子
折	井	純
金	塚	彩 乃
川	見	未 華
橘	高	真 佐 美
塩	生	朋 子
竹	下	博 將
淵	上	陽 子
吉	岡	睦 子
小	島	延 夫
中	川	武 隆
寺	原	真 希 子
豎		十 萌 子

東京都荒川区荒川 2 - 2 - 3



被上告人兼相手方	荒	川	区
同代表者区長	西	川	太一郎
同指定代理人	陶	山	敦司

これは正本である。

平成25年9月10日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官

津村 健一

